

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号

アンドール株式会社

代表取締役社長 笹淵裕司

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）（午後5時45分まで）に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成27年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号
東京建物第3室町ビル 5階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 1. 第43期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第43期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.andor.co.jp>）において周知させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国の経済は、円安と単価改善等により景気は回復傾向に見受けられますが、先行きについては依然として不透明感が否めません。

このような状況のもと、当社グループは、独自のソリューションシステムで主に日本の代表的な基幹産業の自動車・重工業・精密機器や電気機器等の設計の礎となるCAD設計から、アプリケーションソフト開発、カスタマイジング、保守運用に至るまで総合エンジニアリングサービスで多様化するお客様のニーズにお応えする事業を推進しています。

当連結会計年度につきましては、売上高は2,914,600千円（前年同期比4.9%増）となり、営業利益が209,804千円（前年同期比31.6%減）、経常利益は243,541千円（前年同期比24.8%減）となりました。

法人税、住民税及び事業税87,746千円、法人税等調整額3,892千円を計上し、当期純利益は153,391千円（前年同期比26.8%減）となりました。

セグメントごとの業績は下記のようになっております。

I. プロダクツ事業

自社の開発商品であるソフトウェア、附帯するハードウェア機器を販売し、導入・保守・運用を行っております。

パッケージソフト開発・販売としては、2次元CADソフト「CADSUPER 2015」ならびに「CADSUPER Lite」、3次元統合CADシステム「CADSUPER Works」、「シンククライアントCADシステム」に対応した製品等を主力商品として取り扱っております。

システム商品販売としては、自社開発製品をベースに他社との協業でのトータルソリューション製品の販売で、お客様のニーズに適合するシステムを提供することによりお客様指向、問題解決指向型の提案営業に努める営業を行っております。特に、3Dプリンタ関連事業につきましては機器販売と造形サービスの相乗効果により売上が伸長しており、今後の拡大が期待できます。

導入運用サービスとしては、自社製品販売に伴う導入・保守・運用・サポート収入が主体であります。

3Dプリンタ関連の売上の増加により、この事業の売上高は668,993千円（前年同期比17.0%増）となり、営業利益は147,314千円（前年同期比3.1%増）となりました。

II. エンジニアリングサービス事業

企業での生産プロセス全般にわたり豊富な実務経験を持った技術者がシステムの受託開発からアウトソーシングサービス、製造分野での効率化を図るコンサルティングサービスやCADとソフトウェアの技術の利点を活かしての総合エンジニアリングサービスを行っております。

ソフトウェアの開発が益々複雑化し納期も厳しくなってきたこともあり、当連結会計年度では不良個所の改修に伴い、大幅な納期遅延による工数の増加にて不採算案件が発生したことでの損失、慢性的な技術者不足による外注コスト増、さらに、連結子会社にて成果物失敗に至ったことでの損失により、この事業の売上高は、前期をやや上回る2,222,253千円（前年同期比1.9%増）となったものの、営業利益は50,534千円（前年同期比66.4%減）と前期を大きく下回る結果となりました。

III. 不動産事業

不動産の賃貸料を売上高に計上しております。

この事業の売上高は23,354千円（前年同期比5.2%減）となり、営業利益は11,954千円（前年同期比12.5%減）となりました。

セグメントごとの売上高につきましては、次のとおりであります。

セグメント	売上高	構成比
プロダクツ事業	668,993千円	23.0%
エンジニアリングサービス事業	2,222,253	76.2
不動産事業	23,354	0.8
合計	2,914,600	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき設備投資は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

当社におきましては、資金調達の効率化および安定化を図るため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末における当座貸越に係る借入実行残高は30,000千円であります。

(4) 対処すべき課題

創業40年来、国産CAD開発の老舗として、これまで培った各種メーカー向けのノウハウをコアにして、「CAD +ソフトウェア」というトータルシステムで新しい独自のソリューションビジネスをさらに進化させ、『モノ造り』のサポーターとしてお役に立ちたいと存じます。

成長させているソフトウェア事業はもとより、当社が得意とする図形処理技術から生み出してきた、各種のエンジニアリング分野向け製品開発やお客様の業務支援となるCAD/CAM/CAE製品の開発など、積極的なプロダクツの開発と提案を進めております。

昨年度より新たに開始した「3Dプリンタ事業」は順調に立ち上がりつつあり、今後のプロダクツの成長エンジンの一つとして更なるラインナップとサービスの強化、運用サービスの新設等を盛り込み、3Dプリンタ事業を盤石なものにしてまいります。

エンジニアリング事業においては、案件毎に適材適所での人員配置と工数管理を徹底的に強化し、受託案件のトラブル再発防止に努めます。また、協力会社の選択と集中により売上高及び利益拡大を目指します。

特に慢性的なエンジニア不足を補うために、若手の採用と育成が急務であると共に、経験豊富なベテランエンジニアの採用も不可欠であり、採用には引続き力を入れてまいる所存であります。

プロダクツ事業においては、CADの技術を活かした受託案件の獲得、自社開発製品の拡販、使い勝手の良い常に次世代に向けてのパッケージソフト開発・販売を推進してまいります。

今後は益々『モノ造り』を原点としたIT技術の創造力が求められています。業容の拡大と共にお客様や投資家の皆様をはじめ幅広いステークホルダーの皆様のご期待に沿ってまいる所存であります。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第 40 期 (平成24年3月期)	第 41 期 (平成25年3月期)	第 42 期 (平成26年3月期)	第 43 期 (平成27年3月期)
売 上 高(千円)	2,347,066	2,545,587	2,777,241	2,914,600
経 常 利 益(千円)	242,572	269,593	324,022	243,541
当 期 純 利 益(千円)	217,848	178,456	209,466	153,391
1株当たり当期純利益(円)	42.06	34.46	40.45	29.62
総 資 産(千円)	1,837,151	2,029,110	2,209,598	2,281,503
純 資 産(千円)	1,066,480	1,217,126	1,474,118	1,662,928

(6) 企業集団の主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

事業内容	主要製品
プロダクツ事業	ソフトウェアの開発・販売およびソフトウェア販売に付随するシステム商品の販売
エンジニアリングサービス事業	受託によるソフトウェア開発（作成請負・アウトソーシングサービス）
不動産事業	マンション等の賃貸業

(7) 企業集団の主要な拠点等（平成27年3月31日現在）

当 社	東京都中央区（本店）
支 店	新横浜（神奈川県横浜市）、名古屋（愛知県名古屋市）、大阪（大阪市北区）、神戸（兵庫県神戸市）
アンドールシステムズ株式会社 （子 会 社）	東京都中央区（本店）
キ ャ デ ム 株式会社 （子 会 社）	東京都中央区（本店）

(8) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
249名	18名増

（注）使用人数は就業人員数であります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
116名	15名増	34歳	4年

（注）使用人数は就業人員数であります。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社はTCSホールディングス株式会社で、同社および同社グループは当社の議決権比率62.0%（緊密な者または同意している者を含む）を保有いたしております。

当社グループは親会社から資金の借入および家賃の支払等の取引を行っております。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
アンドールシステムズ株式会社	45,000千円	100.0%	ソフトウェア開発・技術者のアウトソーシングサービスおよび受託開発
キャデム株式会社	50,000千円	100.0%	ソフトウェア開発・技術者のアウトソーシングサービスおよび受託開発

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,500,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,184,140株 |
| ③ 株主数 | 1,159名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
T C S ホールディングス株式会社	1,500千株	28.9%
東京コンピュータサービス株式会社	1,110	21.4
株 式 会 社 り そ な 銀 行	230	4.4
高 山 芳 之	128	2.5
高 山 正 大	118	2.3
高 山 允 伯	78	1.5
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	58	1.1
上 月 好 正	54	1.1
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	50	1.0
コ ム シ ス 株 式 会 社	35	0.7

(注) 持株比率は自己株式（6,244株）を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	高山允伯	TCSホールディングス(株)代表取締役社長 東京コンピュータサービス(株)代表取締役社長 MUTOHホールディングス(株)取締役会長 (株)テクノ・セブン取締役会長 (株)セコニックホールディングス取締役会長 日本コンベヤ(株)取締役会長 (株)アイレックス取締役会長 明治機械(株)取締役会長
代表取締役社長	笹淵裕司	キャデム(株)取締役
取締役	行實康二	
取締役	内海光浩	神戸支店長
取締役	伊東秀郎	東京コンピュータサービス(株)取締役 名古屋支店長
取締役	古井戸邦彦	ムトーアイテックス(株)取締役
監査役（常勤）	岡本充	
監査役	加藤哲也	TCSホールディングス(株)関連企業 本部経営管理部 参事
監査役	白取聡哉	(株)テクノ・セブン監査役

- (注) 1. 取締役古井戸邦彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役加藤哲也氏および監査役白取聡哉氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役古井戸邦彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります
4. 常勤監査役岡本充氏は、一般企業において10年以上にわたり経理部門の管理職を歴任するなど、税務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役加藤哲也氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しております。
6. 監査役白取聡哉氏は、経営者として財務および会計の知識を有しております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	4名 —	25,269千円 —
監査役 (うち社外監査役)	2名 (1名)	6,948千円 (1,260千円)
合 計	6名 (1名)	32,217千円 (1,260千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成7年10月26日開催の株主総会において年額250,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成7年10月26日開催の株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

4. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額（取締役1,569千円、監査役348千円）を含んでおります。

5. 支給した人数には、無報酬の役員は含んでおりません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	古井戸 邦彦	ムトーアイテックス株式会社	取締役	当社とムトーアイテックス株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	加藤 哲也	TCSホールディングス株式会社	関連企業管理本部経営管理部 参事	TCSホールディングス株式会社は当社の親会社であります。
監査役	白取 聡哉	株式会社テクノ・セブン	監査役	当社と株式会社テクノ・セブンとの間に重要な取引その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 古井戸 邦彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。 取締役としては、豊富な役員経験から当社の経営全般およびコーポレートガバナンスに対するの発言を行っております。
監査役 加藤 哲也	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の監査結果について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 白取 聡哉	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。経営者としての立場から業績や経営の状況を把握して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の監査結果について適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下の通りであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規定を定め、取締役および使用人に法令、定款の厳守を徹底する。監査役および内部監査室は連携し、各部門の業務遂行、コンプライアンス体制の状況、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会にその結果報告を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規定に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に整理・保存する。監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

管理部担当取締役をリスク管理に関する総括責任者とし、各部門担当取締役とともに、既存の「与信管理規程」、「経理規程」に加えて、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にてガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施を行うものとする。

監査役および内部監査室は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

管理部担当取締役を取締役の職務の効率性に関する総括責任者とし、中期経営計画および年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務遂行が効率的に行われるように監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定する。総括責任者はその遂行状態を各部門担当取締役に、取締役会において定期的に報告させ、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析と改善を図る。

- ⑤ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社に対して、協議事項、報告事項、その他コンプライアンスに係る事項等を定めた規程を設け、グループ会社の重要事項の決定、情報の共有化を図るとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。監査役および内部監査室と親会社の内部監査部門と連携して、当社およびグループ各社の業務遂行状況等を監査し、取締役会および関係会社に報告する。取締役会は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補佐すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助とする使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として指名することができる。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役および内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や重要な法令ならびに定款違反行為を認知した場合の他、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うものとする。

監査役は、必要に応じて、役員会等重要な会議に出席することができる。また、監査報告を代表取締役社長と定期的に情報・意見交換を実施する。

また、「監査役会規則」および「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

- ⑧ 反社会的勢力排除にむけた基本方針および整備状況に関する体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える危険がある反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で一切の関係を断絶する。

反社会的勢力に対する基本理念および行動基準を定め、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し組織的な対応を行う。

- (6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,354,037	流動負債	450,560
現金及び預金	677,856	支払手形及び買掛金	146,394
受取手形及び売掛金	497,442	短期借入金	30,000
有価証券	9,283	未払法人税等	31,846
商品及び製品	200	前受金	78,745
仕掛品	7,130	賞与引当金	46,510
貯蔵品	7,043	その他	117,063
預け金	109,067	固定負債	168,014
繰延税金資産	21,287	退職給付に係る負債	150,930
その他	24,725	役員退職慰労引当金	10,997
固定資産	927,466	その他	6,086
有形固定資産	313,980		
建物及び構築物(純額)	120,301	負債合計	618,575
土地	189,346	純資産の部	
その他(純額)	4,332	株主資本	1,508,171
無形固定資産	106,815	資本金	501,889
ソフトウェア	98,670	利益剰余金	1,008,170
ソフトウェア仮勘定	4,925	自己株式	△1,888
その他	3,219	その他の包括利益累計額	154,756
投資その他の資産	506,670	その他有価証券評価差額金	154,756
投資有価証券	469,539		
破産更生債権等	698	純資産合計	1,662,928
長期貸付金	230	負債・純資産合計	2,281,503
繰延税金資産	8,738		
その他	36,087		
貸倒引当金	△8,623		
資産合計	2,281,503		

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,914,600
売上原価	2,290,676
売上総利益	623,924
販売費及び一般管理費	414,119
営業利益	209,804
営業外収益	35,568
受取利息	544
受取配当金	2,697
固定資産賃貸料	1,404
持分法による投資利益	29,766
雑収入	1,156
営業外費用	1,831
支払利息	1,575
貸倒引当金繰入額	125
雑損失	130
経常利益	243,541
特別利益	1,682
投資有価証券売却益	1,682
特別損失	193
投資有価証券売却損	193
税金等調整前当期純利益	245,030
法人税、住民税及び事業税	87,746
法人税等調整額	3,892
少数株主損益調整前当期純利益	153,391
当期純利益	153,391

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	501,889	870,312	△1,888	1,370,313
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△15,533		△15,533
当 期 純 利 益		153,391		153,391
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	137,858	—	137,858
当 期 末 残 高	501,889	1,008,170	△1,888	1,508,171

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	103,805	103,805	1,474,118
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△15,533
当 期 純 利 益			153,391
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	50,951	50,951	50,951
当 期 変 動 額 合 計	50,951	50,951	188,809
当 期 末 残 高	154,756	154,756	1,662,928

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社等の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 アンドールシステムズ㈱
キャデム㈱

2. 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用した関連会社の数 1社
- ・持分法適用会社の名称 ニュートンワークス㈱

3. 連結子会社等の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は、一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

- ① 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 時価のないもの 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

- (1) 商品及び製品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (3) 貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 建物（建物付属設備を除く）は定額法、建物以外は定率法を採用しております。ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	6年から37年
その他（工具、器具及び備品）		4年から6年

(2) 無形固定資産

① 市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額との、いずれか大きい金額を計上しております。なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。

② ソフトウェア（自社利用目的）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 重要な引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度末の負担額を計上しております。
 - (3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
5. 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
6. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
7. のれんの償却方法および償却期間
5年間で均等償却しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	53,389千円
----------------	----------

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,184,140株	一株	一株	5,184,140株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

平成26年6月24日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額 15,533,688円

1株当たりの配当額 3円

基準日 平成26年3月31日

効力発生日 平成26年6月25日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたします。

配当金の総額 15,533,688円

1株当たりの配当額 3円

基準日 平成27年3月31日

効力発生日 平成27年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、親会社および銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、資金調達の効率化および安定化を図るため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。(変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価は契約額総額(実行額は、30,000千円)と近似しており、下表には含めておりません。)

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主に運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	677,856	677,856	
(2) 受取手形及び売掛金	497,442	497,442	—
(3) 有価証券	9,283	9,283	—
(4) 預け金	109,067	109,067	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	325,119	325,119	—
(6) 支払手形及び買掛金	146,394	146,394	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、および(4) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券

有価証券は、流動性が高く極めて価格変動リスクの低い公社債投資信託で現金同等物であることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は、取引所の価格によっており、投資信託は、取引金融機関から提示された価格によっております。

- (6) 支払手形及び買掛金

すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額144,419千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社および一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用マンション（土地を含む。）を有しております。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における主な変動ならびに連結決算日における時価および当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
311,958	△4,026	307,932	324,202

(注)1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度増減額は、減価償却による減少であります。

3 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 321円16銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 29円62銭 |

貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	755,697	流 動 負 債	334,573
現金及び預金	297,977	買掛金	110,992
受取手形	42,825	短期借入金	30,000
売掛金	313,632	未払金	10,910
有価証券	9,283	未払費用	19,288
商品及び製品	200	未払法人税等	25,298
仕掛品	5,140	未払消費税等	32,461
貯蔵品	7,043	前受金	78,745
前渡金	1,944	預り金	2,670
前払費用	19,906	賞与引当金	23,415
関係会社短期貸付金	18,000	その他	792
預け金	26,587		
未収入金	481		
繰延税金資産	11,189	固 定 負 債	85,537
その他	1,483	退職給付引当金	71,677
固 定 資 産	788,764	役員退職慰労引当金	9,108
有 形 固 定 資 産	51,103	その他	4,750
建物(純額)	18,784		
工具、器具及び備品(純額)	3,919	負 債 合 計	420,110
土地	28,400	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	106,797	株 主 資 本	1,046,455
ソフトウェア	99,134	資本金	501,889
ソフトウェア仮勘定	4,925	利益剰余金	546,454
電話加入権	2,738	利益準備金	22,981
投資その他の資産	630,863	その他利益剰余金	523,472
投資有価証券	187,178	繰越利益剰余金	523,472
関係会社株式	373,200	自 己 株 式	△1,888
関係会社長期貸付金	52,000	評価・換算差額等	77,896
敷金	16,235	その他有価証券評価差額金	77,896
会員権	10,175		
貸倒引当金	△7,925	純 資 産 合 計	1,124,351
資 産 合 計	1,544,462	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,544,462

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,833,581
売 上 原 価	1,422,940
売 上 総 利 益	410,640
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	270,681
営 業 利 益	139,959
営 業 外 収 益	3,708
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,801
固 定 資 産 賃 貸 料	1,404
雑 収 入	503
営 業 外 費 用	447
支 払 利 息	191
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	125
為 替 差 損	45
雑 損 失	85
経 常 利 益	143,220
特 別 利 益	1,682
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,682
税 引 前 当 期 純 利 益	144,903
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	59,620
法 人 等 調 整 額	△974
当 期 純 利 益	86,257

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	501,889	21,428	454,302	475,730	△1,888	975,731
当 期 変 動 額						
利益準備金の積立		1,553	△1,553	—		—
剰余金の配当			△15,533	△15,533		△15,533
当 期 純 利 益			86,257	86,257		86,257
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	1,553	69,170	70,723	—	70,723
当 期 末 残 高	501,889	22,981	523,472	546,454	△1,888	1,046,455

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	49,203	49,203	1,024,934
当 期 変 動 額			
利益準備金の積立			—
剰余金の配当			△15,533
当 期 純 利 益			86,257
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	28,692	28,692	28,692
当 期 変 動 額 合 計	28,692	28,692	99,416
当 期 末 残 高	77,896	77,896	1,124,351

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

① 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

(1) 商品及び製品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

建物（建物付属設備を除く）は定額法、建物以外は定率法を採用しております。ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15年から25年

工具器具備品 4年から6年

(2) 無形固定資産

① 市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額との、いずれか大きい金額を計上しております。なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。

② 自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	59,409千円
長期金銭債権	63,988千円
短期金銭債務	18,613千円
長期金銭債務	2,545千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 17,109千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	393,084千円
仕入高等	279,183千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,244株	一株	一株	6,244株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)

賞与引当金繰入額否認	7,750千円
未払事業税否認	2,015千円
貸倒引当金繰入額否認	4,786千円
役員退職慰労引当金否認	2,945千円
退職給付引当金損金算入限度 超過額	23,180千円
投資有価証券評価損否認	55,295千円
ゴルフ会員権評価損否認	22,915千円
減損損失	1,017千円
ソフトウェア償却超過額	3,155千円
その他	2,136千円
繰延税金資産小計	125,198千円
評価性引当額	△87,599千円
繰延税金資産合計	37,599千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△28,614千円
繰延税金負債合計	△28,614千円
繰延税金資産の純額	8,984千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係 会社	東京コンピ ュータサー ビス㈱	100	ソフトウ ェアの開 発・技 術者派 遣	21.44 (21.44)	役員 2名	ソフトウ ェアの開 発・技 術者派 遣	技術者派遣 等	309,261	売掛金	31,568

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件および取引条件の決定方針
技術者の派遣については、市場価格を鑑み、個別案件ごとに決定しております。
3. 議決権等の被所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
4. 東京コンピュータサービス㈱は、TCSホールディングス㈱の子会社であり、当社にとって兄弟会社等に該当します。

(2) 子会社

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	アンドールシ ステムズ㈱	45	ソフトウ ェアの開 発・技 術者派 遣	100	役員 1名	ソフトウ ェアの開 発・技 術者派 遣	資金の貸付 利息の受取	70,000 6	関係会社短 期貸付金 関係会社長 期貸付金	18,000 52,000

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
技術者の派遣および外注については、市場価格を鑑み、個別案件ごとに決定しております。
3. 議決権等の被所有者割合の()内は、間接所有割合の内数であります。
4. アンドールシステムズ社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間4年、月賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の 親会社 を持つ 会社	コムシス㈱	100	ソフトウ ェアの開 発・技 術者派 遣	0.67 (0.67)	役員 1名	ソフトウ ェアの開 発・技 術者派 遣	技術者派遣 等	349,168	売掛金	20,448

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
技術者の派遣および外注については、市場価格を鑑み、個別案件ごとに決定しております。
3. 議決権等の被所有者割合の()内は、間接所有割合の内数であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 217円14銭
- (2) 1株当たり当期純利益 16円66銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月26日

ア ン ド ー ル 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤明典 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣田剛樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アンドール株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスクの評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アンドール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月26日

ア ン ド ー ル 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 明 典 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣 田 剛 樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アンドール株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月29日

アンドール株式会社 監査役会

常勤監査役 岡本 充 ㊟

監査役 加藤 哲也 ㊟

監査役 白取 聡哉 ㊟

(注) 監査役加藤哲也及び監査役白取聡哉の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は財務構造や将来の事業展開を勘案しつつ内部留保の充実を図り、かつ、業績に応じた配当を継続的に実施することを基本政策としております。

上記方針に基づき剰余金の当期の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき3円 総額15,533,688円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

①今後機動的な資本政策を図るため、自己の株式の取得を取締役会の決議により行うことを可能とする規定を新設するものであります。

②当社は、コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等変更を行うものです。また改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。 (下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行通り)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人
第5条～第6条 (条文省略)	第5条～第6条 (現行通り)
(新 設)	(自己の株式の取得) 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
第7条～第18条 (条文省略)	第8条～第19条 (現行通り)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法) 第20条 当社の取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</p> <p>3. 当社の取締役の選任は累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は12名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第21条 当社の取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</p> <p>3. 当社の取締役の選任は累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である者を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開くことができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 取締役の全員が決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第26条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名をする。</p>	<p>第23条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開くことができる。</p> <p>第25条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 取締役の全員が決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第27条 代表取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会の決議により選定する。</p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名をする。</p>

現行定款	変更案
<p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第29条 (現行通り)</p> <p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会) 第32条 <u>監査等委員会は監査等委員をもって組織する。</u> 2. <u>監査等委員会は法令または定款に定める事項のほか監査等委員の職務執行に関する事項を定める。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	(監査等委員会の招集通知)
	<p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会 日の3日前までに各監査等委員に 対して発する。ただし、緊急の場 合はこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで監査 等委員会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に 加わることできる監査等委員の 過半数が出席し、出席した監査等 委員の過半数をもってこれを行う。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第35条 監査等委員会における議事の経 過の要領およびその結果ならびに その他法令に定める事項について は、これを議事録に記載または記 録し、出席した監査等委員が記名 押印する。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第36条 監査等委員会に関する事項は、 法令または定款に定めるもののほ か、監査等委員会において定める 監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(監査役の員数)</p> <p><u>第31条 当社の監査役は5名以内とす る。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任方法) <u>第32条 監査役は株主総会の決議によつて選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期) <u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役) <u>第34条 監査役会は、その決議によつて常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(報酬等) <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) <u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある時は、これを短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の決議方法) <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数で行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規則)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者も含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第40条～第44条（条文省略）</p> <p>(新 設)</p>	<p>第37条～第41条（現行通り）</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第43回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、現在の取締役（6名）は全員任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
1	高山 允 伯 (昭和18年2月4日生)	昭和49年9月 東京コンピュータサービス株式会社（現TCSホールディングス株式会社）代表取締役社長（現任） 平成13年6月 武藤工業株式会社（現MUTOHホールディングス株式会社）取締役会長（現任） 平成14年6月 当社取締役 平成15年6月 当社取締役会長（現任） 平成15年6月 株式会社テクノ・セブン取締役会長（現任） 平成17年10月 東京コンピュータサービス株式会社（新設）代表取締役社長（現任） 平成23年6月 株式会社セコニック（現株式会社セコニックホールディングス）取締役会長（現任） 平成25年6月 日本コンベヤ株式会社取締役会長（現任） 平成25年6月 株式会社アイレックス取締役会長（現任） 平成26年6月 明治機械株式会社取締役会長（現任）	78,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式数
2	和田良明 (昭和31年10月2日生)	平成11年10月 ユニシステム株式会社入社 人事総務部課長 平成16年4月 同社人事総務部部長 平成17年9月 株式会社アイレックス管理部長 平成19年6月 株式会社アイレックスソハ ード取締役 平成21年9月 ユニシステム株式会社 管 理本部長 平成23年6月 医療システムズ株式会社 取締役（現任） 平成24年6月 ユニシステム株式会社取締役 平成25年6月 同社常務取締役（現任） 平成27年2月 当社顧問（現任）	—
3	内海光浩 (昭和43年6月26日生)	平成元年4月 当社入社 平成10年4月 当社開発本部プロダクツ事 業部3D開発部部長 平成15年10月 当社中部支店長 平成17年6月 当社取締役プロダクツ統括 部長 平成19年6月 当社取締役プロダクツ開発 部長 平成23年6月 当社神戸支店長（現任） 平成25年6月 当社取締役（現任）	1,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式数
4	伊 東 秀 郎 (昭和34年10月24日生)	昭和58年4月 東京コンピュータサービス株式会社入社 平成13年7月 同社営業統括本部 営業推進部次長 平成14年4月 同社立川支社営業部 部長代理兼立川支店長 平成18年4月 同社中部支社営業部 部長代理兼名古屋支店長 平成22年4月 同社名古屋支店長(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成26年6月 東京コンピュータサービス株式会社取締役(現任)	—

- (注) 1. 取締役候補者高山允伯氏は、当社の親会社であるTCSホールディングス株式会社代表取締役を兼務しております。なお、当社とは、不動産の賃貸等の取引関係があります。
2. 取締役候補者の高山允伯氏は、当社の親会社であるTCSホールディングス株式会社の子会社である、オープンシステムテクノロジー株式会社の代表取締役、コムシス株式会社の代表取締役、北部通信工業株式会社の代表取締役、ユニシステム株式会社の代表取締役および株式会社明成商会の代表取締役を兼務しています。
3. 取締役候補者伊東秀郎氏は、当社の兄弟会社である東京コンピュータサービス株式会社の取締役名古屋支店長として業務を執行しております。
4. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第2号議案が承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式数
1	岡本 充 (昭和39年4月3日生)	昭和58年4月 住友重機械エンパイロテック株式会社（現住友重機械工業株式会社）入社 平成13年7月 東京コンピュータサービス株式会社入社 平成14年4月 同社経営統括本部経理部次長 平成18年4月 明成商会株式会社監査役 平成22年4月 株式会社アイレックス監査役 平成24年6月 当社常勤監査役（現任） 平成24年6月 明成商会株式会社監査役	—
2	古井戸 邦彦 (昭和38年3月5日生)	昭和60年4月 コンピューtron株式会社入社 平成10年7月 同社システム開発センターセンター長 平成15年12月 ムトーメカトロニクス株式会社（現ムトーアイテックス株式会社）取締役（現任） 平成16年2月 武藤工業株式会社入社 平成19年7月 同社CSセンターセンター長 平成22年6月 当社監査役 平成23年7月 株式会社セコニック技研取締役 平成24年6月 当社取締役（現任）	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式数
3	白 取 聡 哉 (昭和34年9月9日生)	昭和58年4月 新日本証券株式会社（現み ずほ証券株式会社）入社 平成8年2月 同社企業部課長 平成12年2月 株式会社エムエーエス（現 株式会社MAS）設立代表 取締役 平成19年2月 株式会社パーテックスリン ク（現株式会社ストライダ ーズ）取締役 平成19年5月 株式会社MAS代表取締役 （現任） 平成25年6月 当社監査役（現任） 平成25年6月 株式会社テクノ・セブン監 査役（現任）	—

- (注) 1. 社外取締役候補者古井戸邦彦氏には、豊富な役員経験から培われてきた幅広い見識を当社の経営全般およびコーポレートガバナンスの充実に助言していただきたく、選任をお願いするものであります。同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
2. 当社は、古井戸邦彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
3. 社外取締役候補者白取聡哉氏には、企業経営の専門的な知識、経験を当社の監査体制の充実に助言していただきたく、選任をお願いするものであります。
4. 各社外取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成7年10月26日開催の第23回定時株主総会において年額250百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役笹淵裕司、行實康二の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
笹淵裕司	平成22年6月 当社代表取締役 現在に至る
行實康二	平成25年6月 当社取締役 現在に至る

以上

第43回定時株主総会会場のご案内図

- 会 場** 東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号
東京建物第3室町ビル 5階
電話番号 03-3243-1711
- 交 通**
- J R 総武快速線「新日本橋」駅徒歩1分（8番出口直上）
 - 東京メトロ銀座・半蔵門線「三越前」駅徒歩4分（地下通路にて新日本橋駅8番出口直結）
 - 東京メトロ日比谷線「小伝馬町」駅4番出口から徒歩4分
 - J R 線「神田」駅東口徒歩8分
（会場には駐車場の設備がありませんので、電車等の交通機関をご利用ください。）

